

魚津市告示第230号

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）
支給事業実施要綱の一部改正について

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業実施要綱（令和3年魚津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月20日

魚津市長 村椿 晃

題名を次のように改める。

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付支給事業実施要綱

第1条中「この要綱は、」の次に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）及び」を加え、「臨時特別給付（先行給付金）」を「臨時特別給付」に改める。

第2条第1号中「臨時特別給付（先行給付金）」を「臨時特別給付」に改める。

第3条第2項中「50千円」を「100千円」に改める。

第4条第2項、第5条第2号、第6条第3項第1号及び第2号並びに第7条第1項及び第2項中「臨時特別給付（先行給付金）」を「臨時特別給付」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中「臨時特別給付（先行給付金）」を「臨時特別給付」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、改正前の要綱第4条の規定によりされた支給の申込み及び給付金の受給の拒否の届出は、改正後の要綱第4条の規定によりされた支給の申込み及び給付金の受給の拒否の届出とみなす。